

介護保険事業所 管理者 様

倉敷市健康福祉部健康長寿課長

令和4年台風第14号の影響による事業所の休業に伴う総合事業
(通所型サービス)の報酬請求の取扱いについて

日頃より介護保険事業の適正な運営及び新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和4年台風第14号の影響により、事業所を休業した場合の報酬請求について、下記のとおりのお取り扱いとしますので、いずれかの対応をよろしくお願いいたします。

記

1 日割り計算を行う

休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いて、日割り計算を行うこととする。（休業した期間にサービスを利用することとなっていた利用者に限る。）

2 振替で対応する

【参考通知等】

- ・厚生労働省通知「令和4年台風第14号に伴う災害に係る介護報酬等の取扱いについて」
2. (3)
- ・倉敷市通知「新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業に伴う総合事業（通所型サービス・訪問型サービス）の報酬請求の取扱いについて」
- ・倉敷市通知「新型コロナウイルス感染症の影響による事業所の休業に伴う総合事業（通所型サービス・訪問型サービス）の報酬請求の取扱いについて（Q&A）」

問い合わせ先

倉敷市健康福祉部健康長寿課地域包括ケア推進室

担当：小野

TEL：086-426-3417

FAX：086-422-2016